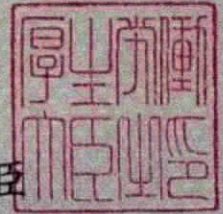


国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 障害 基礎年金番号 [] - [] 年金コード 6350

受給権者の氏名 []

受給権者の生年月日 [] 受給権を取得した年月 令和 3 年 11 月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。



令和 4 年 1 月 13 日

厚生労働大臣

I 厚生年金保険 年金決定通知書

- 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文
- 年金額の内訳

厚生年金 厚生年金保険法 第 30 条の 4

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間		年 月～	年 月まで

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金

加給年金額 令和3年12月分から支給されます

年間支給額は780,900円となります

II 国民年金 年金決定通知書

- 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 障害 基礎年金 国民年金法 第 30 条の 4
- 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月 令和 3 12	780,900	0	0	0	780,900
支給停止理由		支給停止期間		年 月～	年 月まで
				加算額対象者	人

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	
	納付	月 4分の1免除	月 ()	厚生年金保険	36 月	月
(付加)	半額免除	月 ()	共済組合	月		
	月 4分の3免除	月 ()				
	全額免除	月 ()				

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の () 内の月数は平成21年4月以降の月数です。

障害等級2級となり、障害基礎年金が支給されます

III 障害基礎年金の障害状況

障害の等級	2 級 16 号
診断書の種類	7
次回診断書提出年月	令和 8 年 10 月

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。



次回の更新年月です。更新月の3カ月前くらいに日本年金機構から更新用の診断書が送られてきます。更新時の診断書は3カ月以内に病院で書いてもらい提出する必要があります。

※なお、弊所からも更新の案内通知を送付させていただいております。

厚生労働大臣